

茅野市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施に当たり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週単位（土日）

対象期間の全ての土・日曜日を現場閉所日とする工事

（週の定義は月曜日から日曜日までとする）

(2) 月単位

対象期間内のすべての月において、現場閉所率が28.5%以上となる工事

(3) 通期

対象期間内において、現場閉所率が28.5%以上となる工事

(4) 対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置又は測量等の準備工事に着手する日をいう。）から工事完成日（片付けを含む現場作業が完了する日をいう。）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除くものとする。

ア 夏季休暇3日間（8月13日から8月15日までを基本とする。）

イ 年末年始6日間（12月29日から1月3日までを基本とする。）

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

カ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（災害対応や維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示等を含む。）

(対象工事)

第3条 市が入札公告等を行う工事は、週単位（土日）の週休2日工事を原則とする。

2 市は、週休2日工事を指定するに当たり、次のいずれかに該当する工事を除くほか、原則として全ての工事を指定の対象とする。

(1) 設計金額が200万円以下の工事

(2) 災害復旧等の緊急を要する工事

(3) 現場施工期間（直接工事費に計上されている工種等の実施期間）が5日以内の工事

(4) 現場条件、施工時期等の制約がある工事

(5) 週休2日工事発注に伴う施工期間の延長により、施設利用、市民生活等に支障をきたすと市が判断した工事

(6) 建築工事（営繕工事及び市営住宅工事）、建築に係る電気工事、設備工事

(7) その他市が週休2日工事に適さないと判断した工事

(受注者の取組)

第4条 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土日の現場閉所が達成できるように取り組むものとする。

- 2 受注者は、施工計画書（建築工事の場合は、総合施工計画書とする。）に明示するものとし、施工計画書に従い現場を閉所するものとする。
- 3 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間（工事事故等による不稼働期間、天災等による突発的な対応期間等をいう。）が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更施工計画書に明示する。
- 5 受注者は、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示するものとする。

（市の取組）

第5条 市は、特記仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨を記載するものとする。この場合において、あらかじめ週休2日の対象外とする期間がある場合は、その旨も記載するものとする。

- 2 市は、週休2日を実施する上で必要な工期を設定するものとする。
- 3 市は、週休2日工事を発注するときは、当初の予定価格の積算において労務費等を補正した額を計上する。この場合において、補正額の算出は、長野県が定める「週休2日工事実施要領」に準じるものとする。
- 4 市は、施工計画書により現場閉所日を確認し、実施工程表や工事記録等により週休2日の取組実績を確認するものとする。
- 5 市は、週休2日の取組実績に応じて労務費等を補正し、必要に応じて変更契約を締結するものとする。この場合において、第3項の規定は、補正額の算出について準用する。
- 6 市は、工事成績評価対象工事について、週休2日の達成状況に応じた工事成績評価を行うものとする。
- 7 所管課の長は、受注者側に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告示第98号）第3条に基づき、市長に報告するものとする。
- 8 市は、前項に基づく報告により、受注者に対し入札参加停止を行った場合は、工事成績評価において減点を行うものとする。

附則

（適用期日）

この要領は、令和5年4月1日以降に設計書を作成して発注する工事から適用する。

附則

（適用期日）

この要領は、令和7年4月1日以降に発注する工事から適用する。

附則

（適用期日）

この要領は、令和7年10月1日以降に発注する工事から適用する。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和8年5月1日以降に発注する工事から適用する。